



©Mercury

HKT48からの  
おねがいです♡

だから

# 自転車保険に 入りましょう。

自転車に乗ると、誰でも**加害者**になる可能性があります。



いし ぼし いぶき  
石橋 颯

たけ もと  
竹本 くるみ

## ⚠️ 自転車保険等への加入は**義務**です。

福岡県自転車条例により、福岡県内で自転車を利用する場合、自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険又は共済(自転車保険等)に加入しなければなりません。

対象者

自転車を利用する人  
(未成年者が利用する場合はその保護者)

従業員に自転車を利用させる事業者

自転車貸付業者  
(県への届出義務があります。)

※事業者・学校は、通勤・通学に自転車を利用する人に対し、保険の加入の有無を確認するよう努めましょう。

自分の加入状況を  
確認しましょう。/

確認方法は  
こちら!



## 交通事故をなくす福岡県県民運動本部

(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会・(一社)日本損害保険協会ほか)



# 令和4年11月1日に“自転車安全利用五則”が改定されました!

自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう!

自転車は、ルールを守り安全に運転しましょう!



- 01 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 02 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 03 夜間はライトを点灯
- 04 飲酒運転は禁止
- 05 ヘルメットを着用※

※道路交通法の改正により、令和5年4月1日から自転車の乗車用ヘルメット着用は努力義務です。

## 自転車保険等②の加入状況CHECK!

はい → わからない → いいえ →

Q. 自転車を利用中の事故により他人にけがをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車保険等)に加入していますか?  
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」(点検日から1年以内)も該当します。

Q. 自動車保険、火災保険、傷害保険、クレジットカードの付帯保険のいずれかに加入していますか?

Q. 共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険など)のいずれかに加入していますか?

Q. 加入している保険や共済に、自転車保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか?  
※特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なる場合があります。

すでに自転車保険等に加入しています。

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にお問い合わせください。

※相当する補償がない場合には加入が必要です。

自転車保険等への加入が必要です。

自転車保険等の取扱事業者はこちらから



※自転車保険等によっては、ご家族全員を特約で保証するものもあります。

**! 自転車も、自動車と同じ「車両」です。自転車事故を甘く見ないでください!**

事件

世間の目

高額な損害賠償

自分・家族・被害者の将来



【問合せ先】 福岡県生活安全課 TEL. 092-643-3167